

青森県報

号外第六十二号

令和元年
十月三十日
(水曜日)

目次

○ 休猟区の指定……………(自然保護課) ……一
○ 特定猟具使用禁止区域の指定……………(同) ……一四

告 示

青森県告示第四百八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十四条第一項の規定により次のとおり休猟区を指定するので、同条第三項の規定により公示する。

令和元年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 名 称 白旗野休猟区
2 区 域

青森市大字新城地内県道鶴ヶ坂千刈線と県道津軽新城停車場油川線との交点を起点とし、同点から同県道を南西に進み国道七号との交点に至り、同点から同県道を南西に進み同市大字戸門地内大滝沢左岸との交点に至り、同点から同沢左岸を北西に進み国有林青森森林管理署と民有林との境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み県道青森五所川原線との交点に至り、同点から同県道を東に進み市道岡町一号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み県道津軽新城

停車場油川線との交点に至り、同点から同県道を南西に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図一のとおり)

3 存続期間

令和元年十一月一日から
令和四年十月三十一日まで

- 二 名 称 折紙山休猟区

2 区 域

青森市大字滝沢地内滝沢山国有林青森森林管理署三五五林班から三六九林班及び三七一林班から三八二林班までの区域一円。(図面は別図二のとおり)

3 存続期間

令和元年十一月一日から
令和四年十月三十一日まで

- 三 名 称 梨木・矢捨山休猟区

2 区 域

平川市尾崎地内市道尾崎唐竹線と市道尾崎木戸口黒倉沢一号線との交点を起点とし、同点から同市道を南西に進み黒石市大字袋地内黒石市と平川市との行政界の交点に至り、同点から同行政界を北西に進み稜線歩道との交点に至り、同点から同行政界を南に進み平川市小国地内の平川市と黒石市の行政界との交点に至り、同点から同行政界を北に進み市道小国尾崎線との交点に至り、同点から同市道を東に進み県道小国本町線との交点に至り、同点から同県道を西に進み市道唐竹石倉出口早坂左脇ノ沢一号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み平川市大字小国地内大字小国と大字唐竹の大字界との交点に至り、同点から同大字界を北に進み市道広船嘉瀬沢唐竹線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道広船沢小国線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道尾崎唐竹線との交点に至り、同点から同市道を北に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図三のとおり)

3 存続期間

令和元年十一月一日から
令和四年十月三十一日まで

- 四 名 称 十和田山休猟区

2 区 域

南津軽郡大鰯町大字早瀬野地内国有林道オローム線と国有林道早瀬野線との交点を起点とし、同点から同林道を南に進み早瀬野ダムの堤体との交点に至り、同点から最高貯水線を南に進み砥沢との交点に至り、同点から同沢を南西に進み国有林津軽森林管理署五五八林班と五五九林班との林班界との交点に至り、同点から国有林津軽森林管理署五五九林班と五六一林班との林班界を南西に進み青森県と秋田県の県境に至り、同県境を北西に進み国有林津軽森林管理署五三三林班と五四〇林班との林班界との交点に至り、同点から同林班界を東に進み赤根沢との交点に至り、同点から同沢を北に進み三ツ目内川との交点に至り、同点から同川を北東に進み国有林道山月沢線との交点に至り、同点から同林道を南東に進み大字居士と大字早瀬野との大字界との交点に至り、同点から同大字界を北東に進み国有林道早高線との交点に至り、同点から同林道を南東に進み国有林道オローム線との交点に至り、同点から同林道を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図四のとおり)

3 存続期間

令和元年十一月一日から

令和四年十月三十一日まで

五1 名称 西越休猟区

2 区域

三戸郡新郷村大字戸来字金ヶ沢内国道四五四号と県道十和田三戸線との交点を起点とし、同点から同県道を南東に進み大字西越字沢口付近を南に進み県道柵棚手倉橋線との交点に至り、同点から同県道を南西に進み大字西越字温泉沢付近を北に進み国道四五四号との交点に至り、同点から同国道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図五のとおり)

3 存続期間

令和元年十一月一日から

令和四年十月三十一日まで

六1 名称 車力休猟区

2 区域

つがる市富港町地内市道富港三九号線と県道鱒ヶ沢蟹田線との交点を起点とし、同点から同県道を南西に進み県道高山稲荷神社線との交点に至り、同点から同県道を西に進み国有林津軽森林管理署金木支署四三〇林班界との交点に至り、同点から同林班界を南に進み、更に同林班界を東に進み、更に同林班界を南東に

進み、更に同林班界を西に進み、更に同林班界を北北東に進み同支署四二六林班界との交点に至り、同点から同林班界を北北東に進み同支署四二二林班界との交点に至り、同点から同林班界を北北東に進み同支署四一八林班界との交点に至り、同点から同林班界を北北東に進み同支署四一三林班界との交点に至り、同点から同林班界を北北東に進み市道富港三九号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図六のとおり)

3 存続期間

令和元年十一月一日から

令和四年十月三十一日まで

七1 名称 西岩木山休猟区

2 区域

西津軽郡鱒ヶ沢町大字長平町地内農道黒ん坊沼線と県道岩木山環状線との交点を起点とし、同点から同県道を北東に進み鱒ヶ沢町と弘前市との行政区の交点に至り、同点から同行政区を南に進み国有林津軽森林管理署二〇七五林班と二〇七七林班との林班界との交点に至り、同点から同林班界を北西に進み二〇七五林班と二〇七六林班との林班界との交点に至り、同点から同林班界を北西に進み笹森山三角点に至り、同点から歩道を北西に進み農道黒ん坊沼線との交点に至り、同点から同農道を北に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図七のとおり)

3 存続期間

令和元年十一月一日から

令和四年十月三十一日まで

八1 名称 白糠休猟区

2 区域

下北郡東通村大字白糠地内老部川併用林道と国道三三八号との交点を起点とし、同点から同国道を南に進み東通村と上北郡六ヶ所村の行政区との交点に至り、同点から同行政区を南西に進み東通村と上北郡横浜町の行政区との交点に至り、同点から同行政区を北西に進み老部川林道との交点に至り、同点から同林道を東に進み老部川併用林道との交点に至り、同点から同併用林道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図八のとおり)

3 存続期間

令和元年十一月一日から

令和四年十月三十一日まで

九 1 名 称 細工屋敷休猟区

2 区 域

十和田市大字米田地内市道と島平山線と県道切田五戸線との交点を起点とし、同点から同県道を南東に進み市道伝法寺米田線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み農道との交点に至り、同点から同農道を東に進み市道石倉種原線との交点に至り、同点から同市道を南に進み県道切田五戸線との交点に至り、同点から同県道を南西に進み県道戸来十和田線との交点に至り、同点から同県道を南西に進み市道高屋小林線との交点に至り、同点から同市道を西に進み農道との交点に至り、同点から同農道を南西に進み市道平山館線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道米田平中線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道川内大不動線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道と島平山線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図九のとおり)

3 存続期間

令和元年十一月一日から

令和四年十月三十一日まで

十 1 名 称 入口休猟区

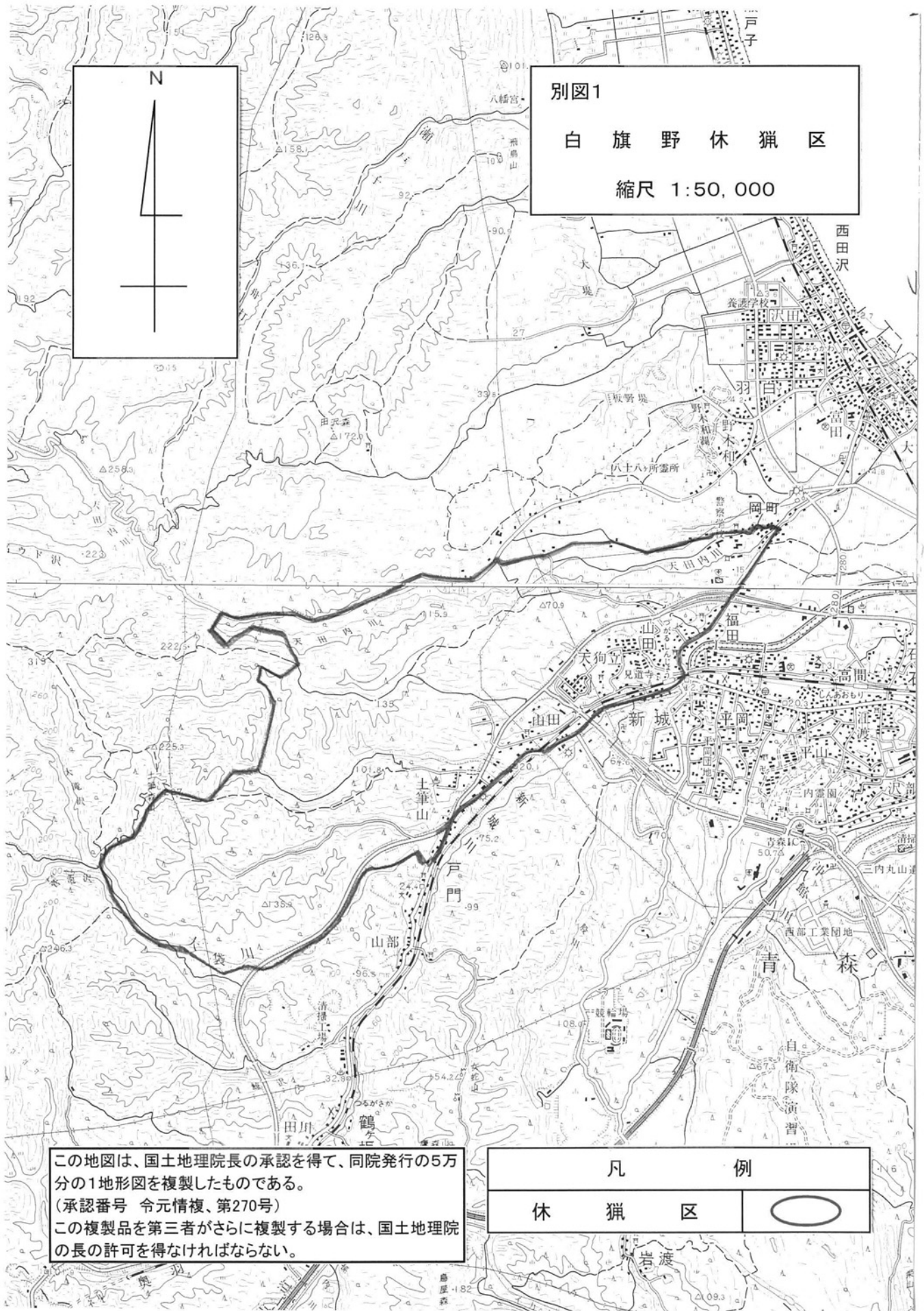
2 区 域

上北郡六戸町大字上吉田地内の県道柳町下田停車場線と主要地方道八戸三沢線との交点を起点とし、同点から同主要地方道を南東に進み町道入口・長谷線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み六戸町と三戸郡五戸町の行政界との交点に至り、同点から同行政界を南に進み町道入口・前山線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道前山・小平線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み県道米田六戸線との交点に至り、同点から同県道を北東に進み県道柳町下田停車場線との交点に至り、同点から同県道を東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図十のとおり)

3 存続期間


令和元年十一月一日から

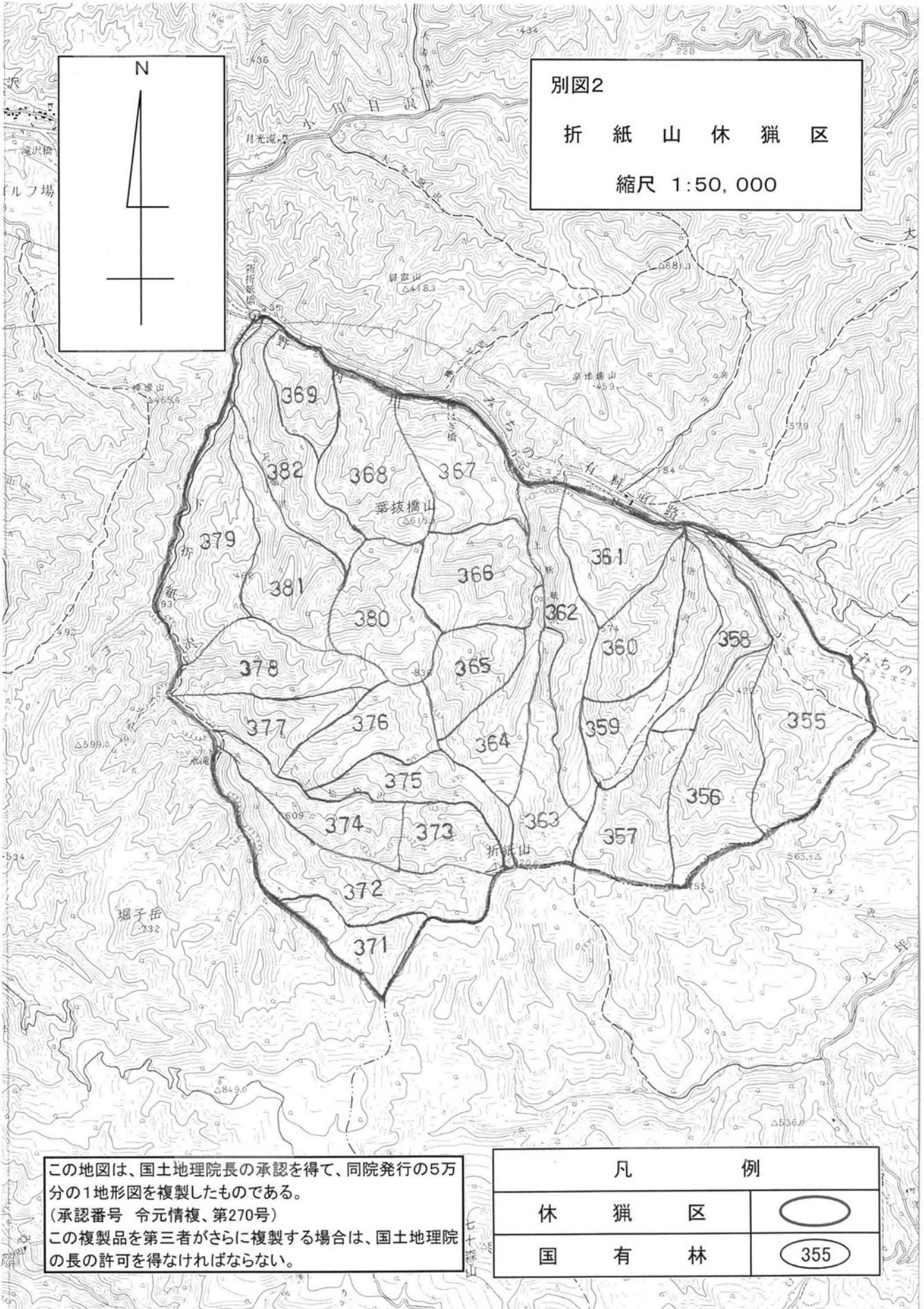
令和四年十月三十一日まで



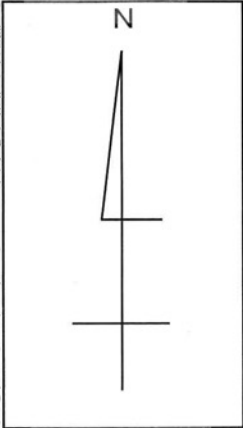
別図1
 白旗野休猟区
 縮尺 1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
 (承認番号 令元情複、第270号)
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

凡	例
休 猟 区	

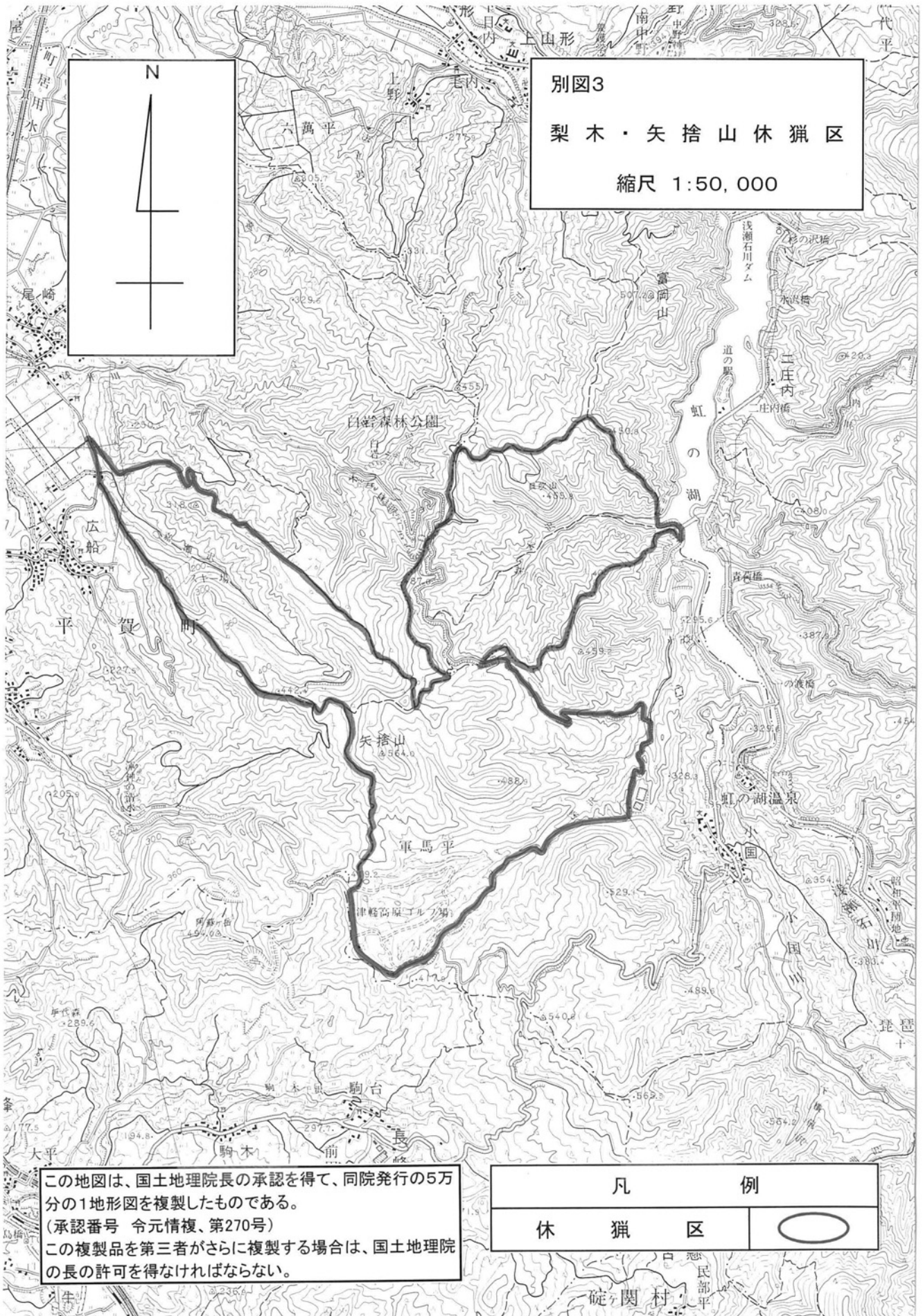


別図2
折紙山休猟区
縮尺 1:50,000




この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
(承認番号 令元情複、第270号)
この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院長の許可を得なければならない。

凡 例	
休 猟 区	
国 有 林	

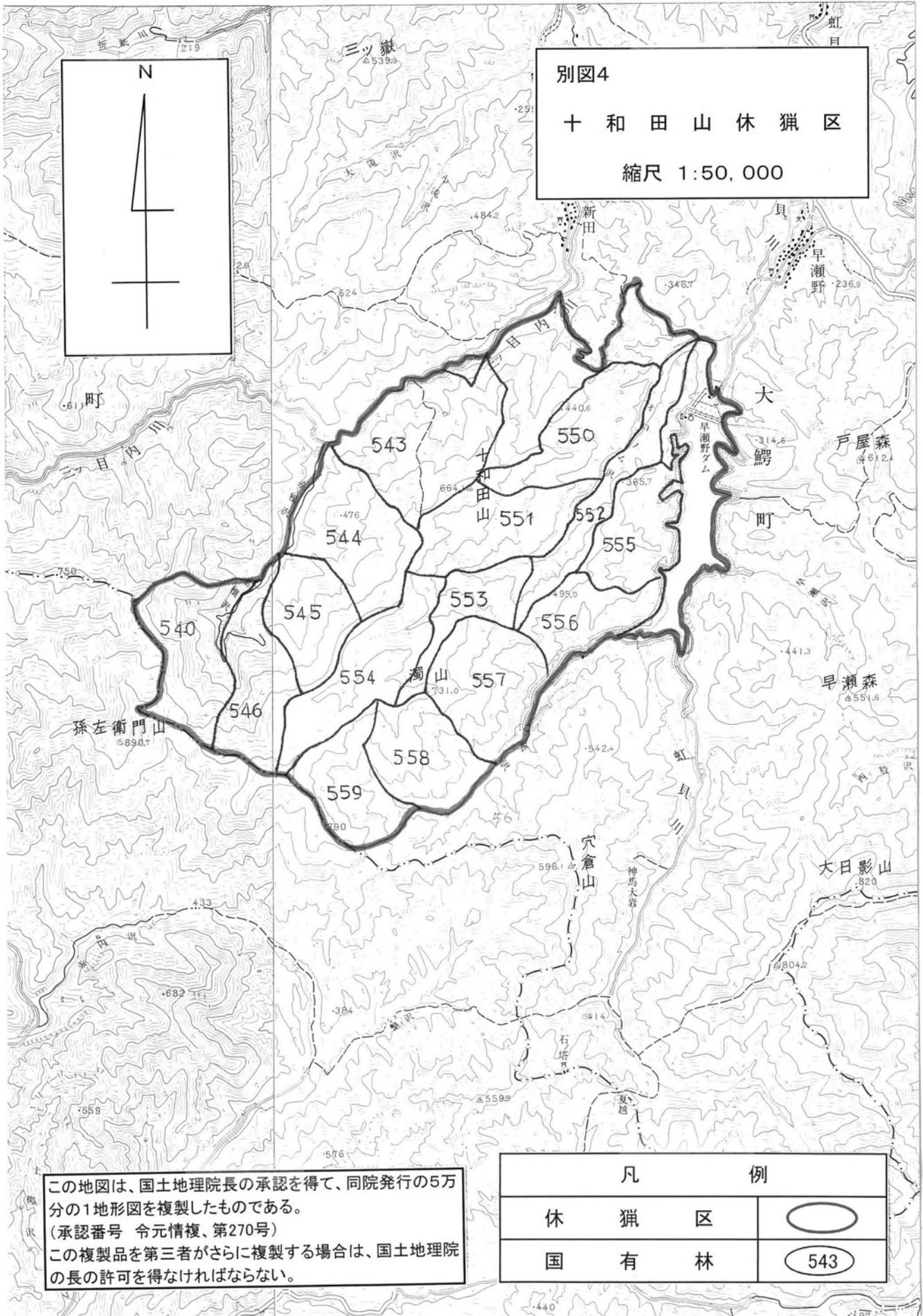


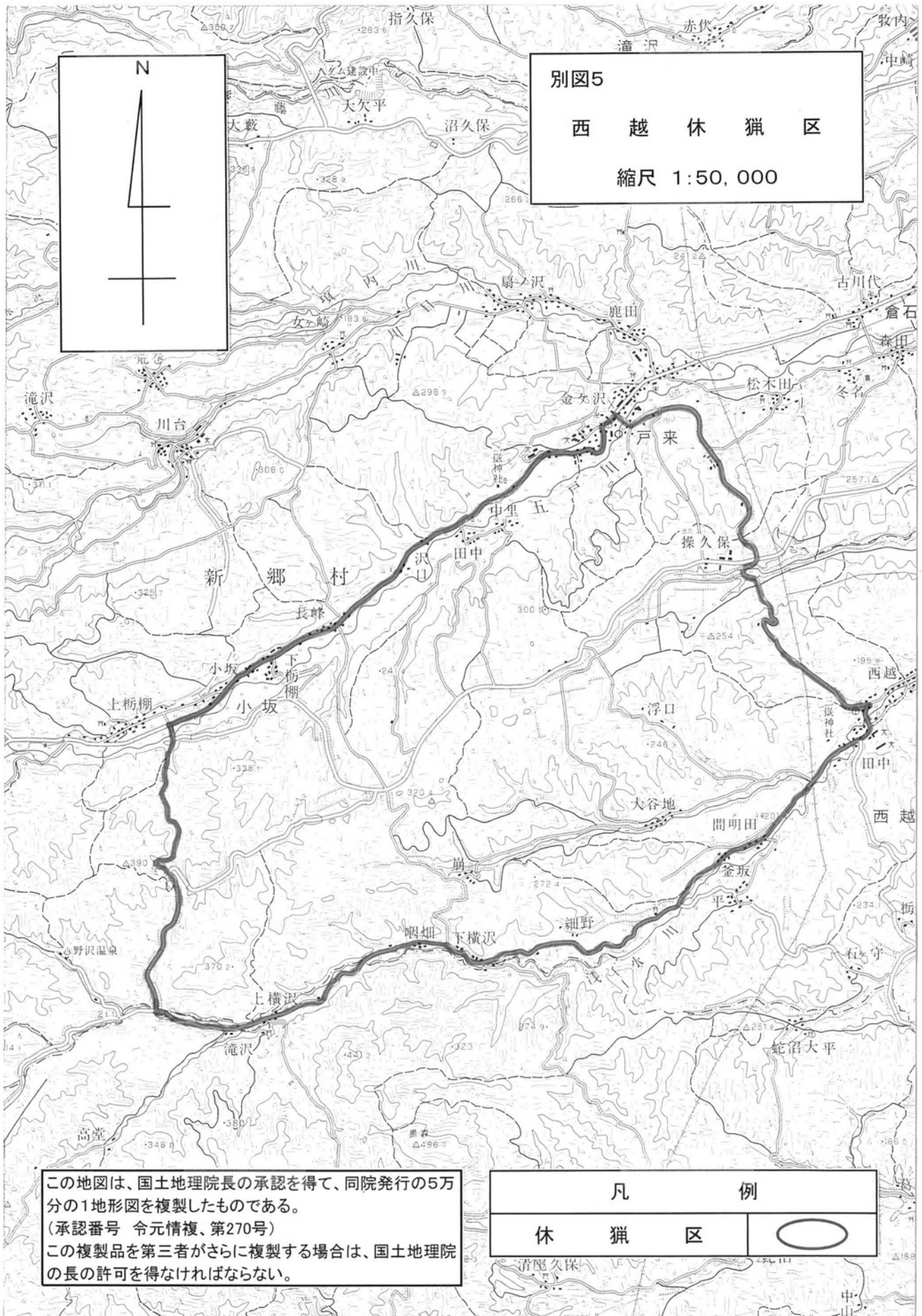
別図3
 梨木・矢捨山休猟区
 縮尺 1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
 (承認番号 令元情複、第270号)
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

凡	例
休 猟 区	

碓 関 村



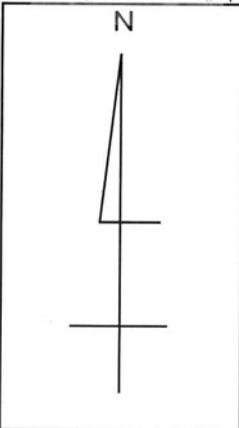


別図5
西越休猟区
縮尺 1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
(承認番号 令元情複、第270号)
この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

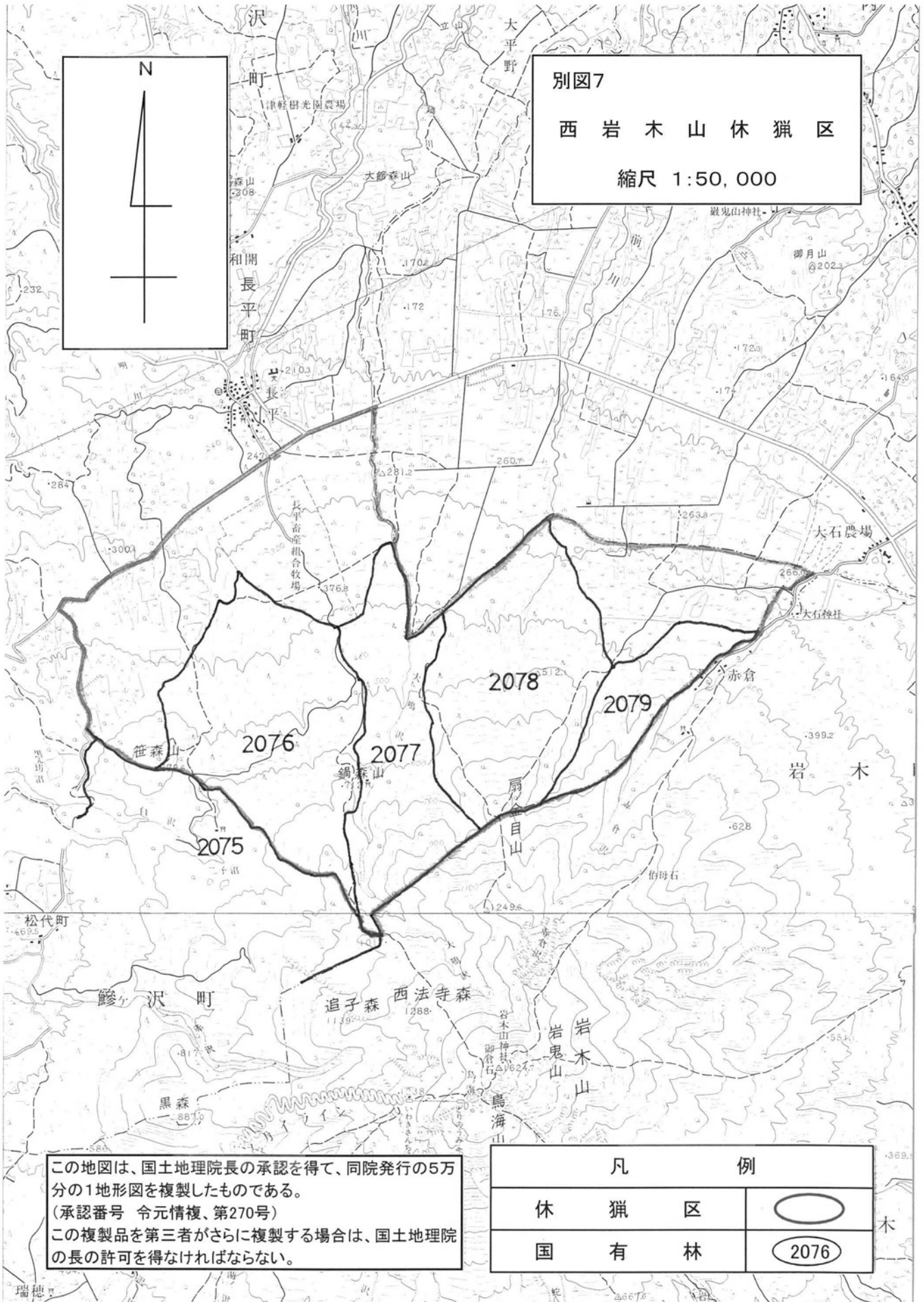
凡	例
休 猟 区	

別図6
 車 力 休 獵 区
 縮尺 1:50,000





この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
 (承認番号 令元情複、第270号)
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

凡 例	
休 獵 区	
国 有 林	



別図7
西岩木山休猟区
縮尺 1:50,000

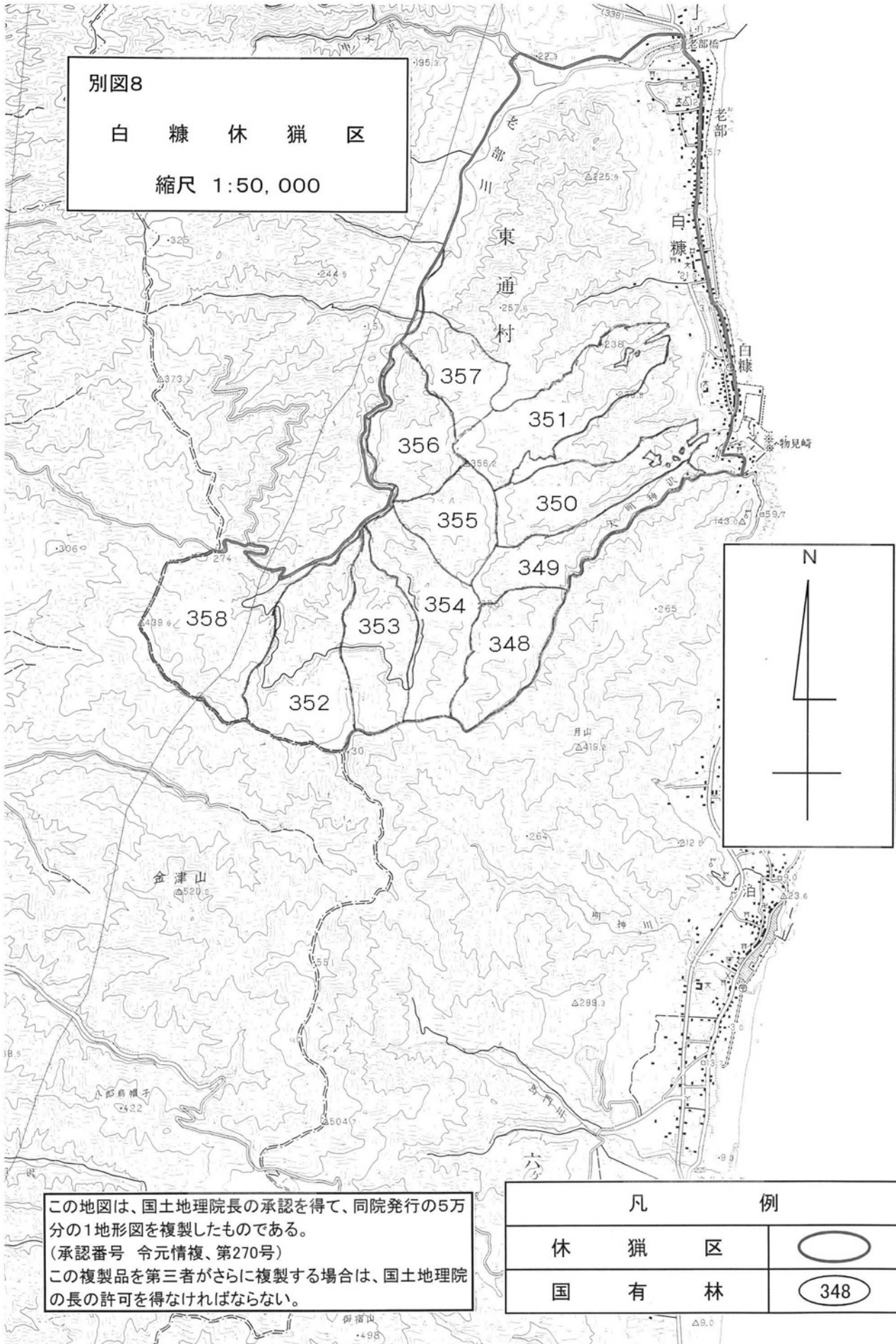
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
(承認番号 令元情複、第270号)
この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

凡	例
休 猟 区	
国 有 林	

別図8

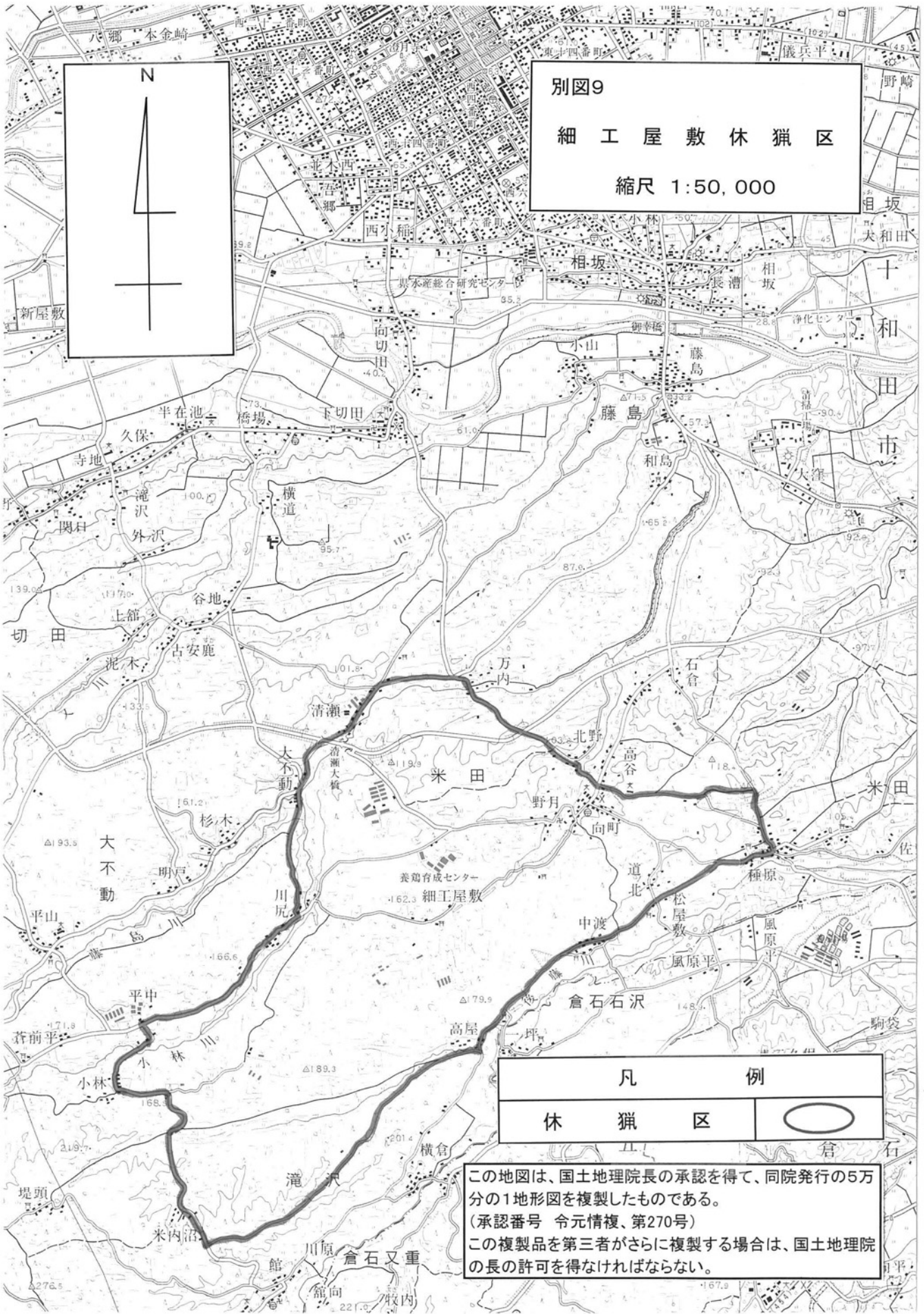
白 糠 休 獵 区

縮尺 1:50,000




この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
 (承認番号 令元情複、第270号)
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

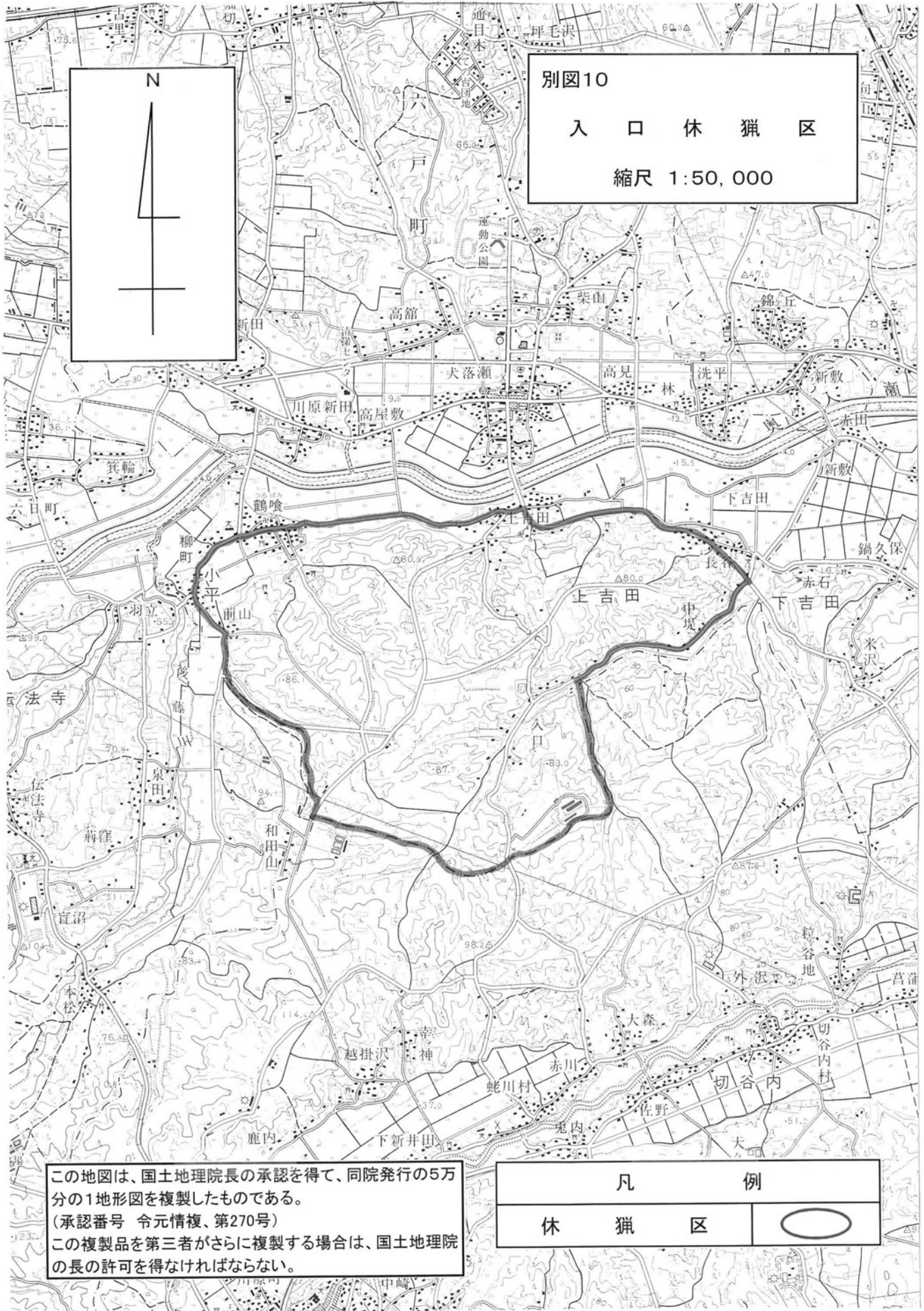
凡 例	
休 獵 区	
国 有 林	



別図9
 細 工 屋 敷 休 獵 区
 縮 尺 1 : 50 , 000

凡 例	
休 獵 区	

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
 (承認番号 令元情複、第270号)
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。



別図10
入口休猟区
縮尺 1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
(承認番号 令元情複、第270号)
この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

凡 例	
休 猟 区	

青森県告示第四百九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第十二項において読み替えて準用する同法第三十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名 称 市川特定猟具使用禁止区域（銃）

2 区 域

八戸市大字市川町字古館地内主要地方道八戸百石線の新市川橋と五戸川との交点を起点とし、同主要地方道を北に進み奥入瀬川（八戸市とおいらせ町の行政界）との交点に至り、同点から同川を下流方向に進み太平洋汀線との交点に至り、同点から同汀線を南に進み五戸川との交点に至り、同点から同川を上流方向に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。（図面は別図一のとおり）

3 存続期間

令和元年十一月一日から

令和十一年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃

二 名 称 旭ヶ丘特定猟具使用禁止区域（銃）

2 区 域

八戸市類家五丁目地内新井田川左岸と国道四五号新井田大橋との交点を起点とし、同国道を南東に進み三戸郡階上町との行政界との交点に至り、同点から同行政界を南西に進み市道花生大開線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み県道妙売市線との交点に至り、同点から同県道を北西に進み新井田橋西端に至り、同点から新井田川左岸を北に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。（図面は別図二のとおり）

3 存続期間

令和元年十一月一日から

令和十一年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃

三 名 称 階上特定猟具使用禁止区域（銃）

2 区 域

三戸郡階上町大字道仏字大蛇地内町道耳ヶ吠榊線と大蛇川との交点を起点とし、同点から同川を北東に進み太平洋汀線との交点に至り、同点から同汀線を南東に進み道仏川との交点に至り、同点から同川を西に進み町道榊小舟渡線との交点に至り、同点から同町道を南に進み主要地方道八戸大野線との交点に至り、同点から同主要地方道を西に進み町道駅前鹿糠線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道道仏中学校鹿糠線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道駅前道仏線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道榊道仏保育園線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み主要地方道八戸階上線との交点に至り、同点から同主要地方道を北東に進み町道榊浜線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み丁R東日本八戸線との交点に至り、同点から同丁R線を北西に進み町道耳ヶ吠追越線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道耳ヶ吠榊線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。（図面は別図三のとおり）

3 存続期間

令和元年十一月一日から

令和十一年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃

四 名 称 福田特定猟具使用禁止区域（銃）

2 区 域

三戸郡南部町大字福田字中地内町道福田坵渡線と町道櫛引上名久井三戸線との交点を起点とし、同点から同町道を東に進み町道平坵渡線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道福田坵渡線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。（図面は別図四のとおり）

3 存続期間

令和元年十一月一日から

令和十一年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃

五 1 名称 下田北部特定猟具使用禁止区域(銃)

2 区域

上北郡おいらせ町上久保地内主要地方道八戸野辺地線と町道木ノ下鶉久保線との交点を起点とし、同点から同町道を北に進み町道鶉久保三川目二号幹線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み通称土ノ根排水路との交点に至り、同点から同排水路を北に進み三沢市との行政界との交点に至り、同点から同行政界を西に進み主要地方道八戸野辺地線との交点に至り、同点から同主要地方道を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図五のとおり)

3 存続期間

令和元年十一月一日から

令和十一年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃

六 1 名称 鷹架沼特定猟具使用禁止区域(銃)

2 区域

上北郡六ヶ所村大字鷹架地内鷹架沼の最高満水時公有水面の全区域一円。(図面は別図六のとおり)

3 存続期間

令和元年十一月一日から

令和十一年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃

七 1 名称 野田頭特定猟具使用禁止区域(銃)

2 区域

上北郡東北町字野田頭地内県道水喰上北町停車場線と国道三九四号との交点を起点とし、同点から同国道を北に進み町道水喰二号線との交点に至り、同点から同町道を東に進み農道との交点に至り、同点から同農道を南東に進み町道浜台・中村線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道野田頭・浜台線との交点に至り、同町道を西に進み県道水喰上北町停車場線との交点に至り、同県道を北に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図七のとおり)

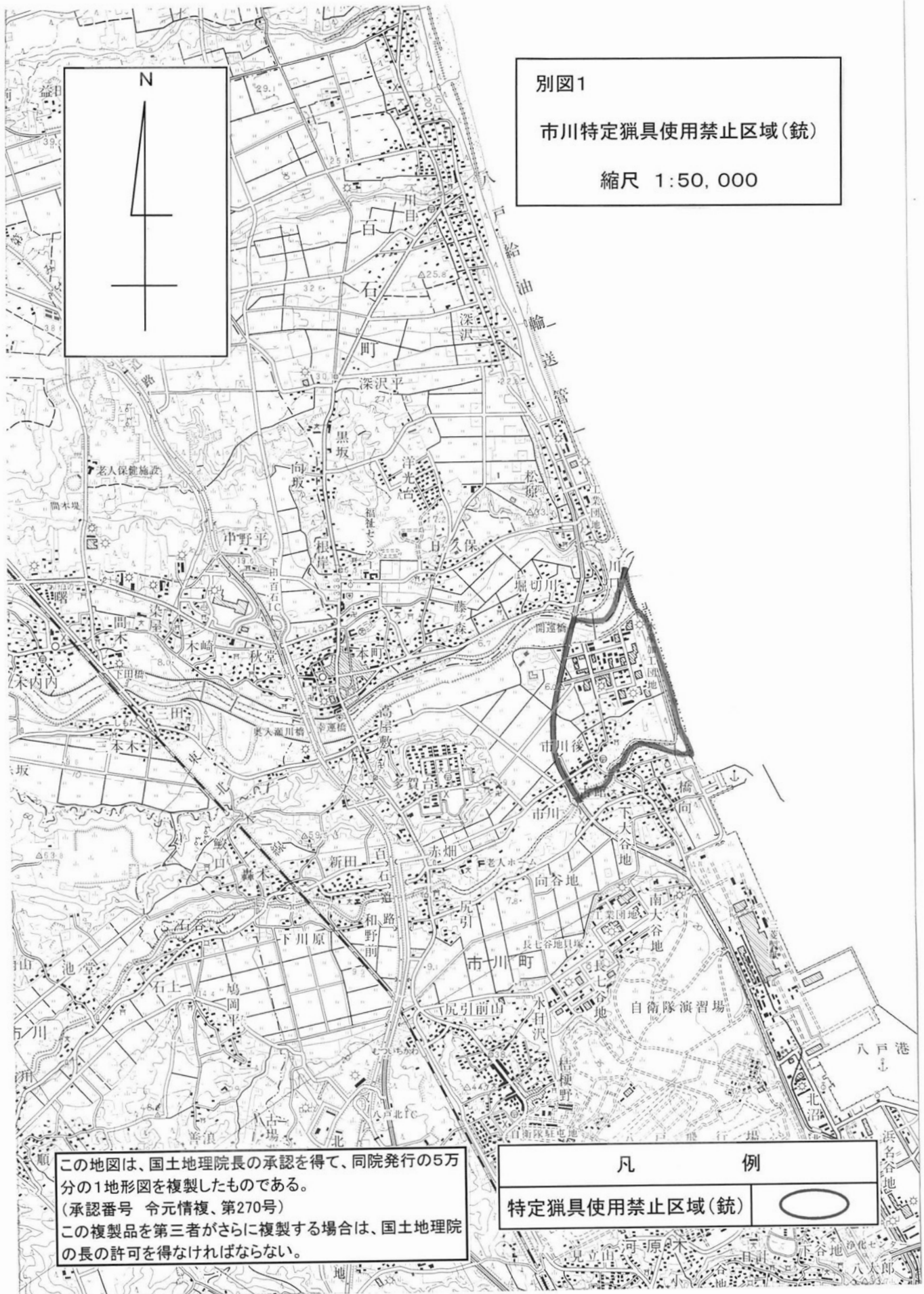
3 存続期間

令和元年十一月一日から

令和十一年十月三十一日まで

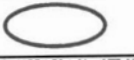
4 禁止に係る特定猟具の種類

銃



別図1
市川特定猟具使用禁止区域(銃)
縮尺 1:50,000

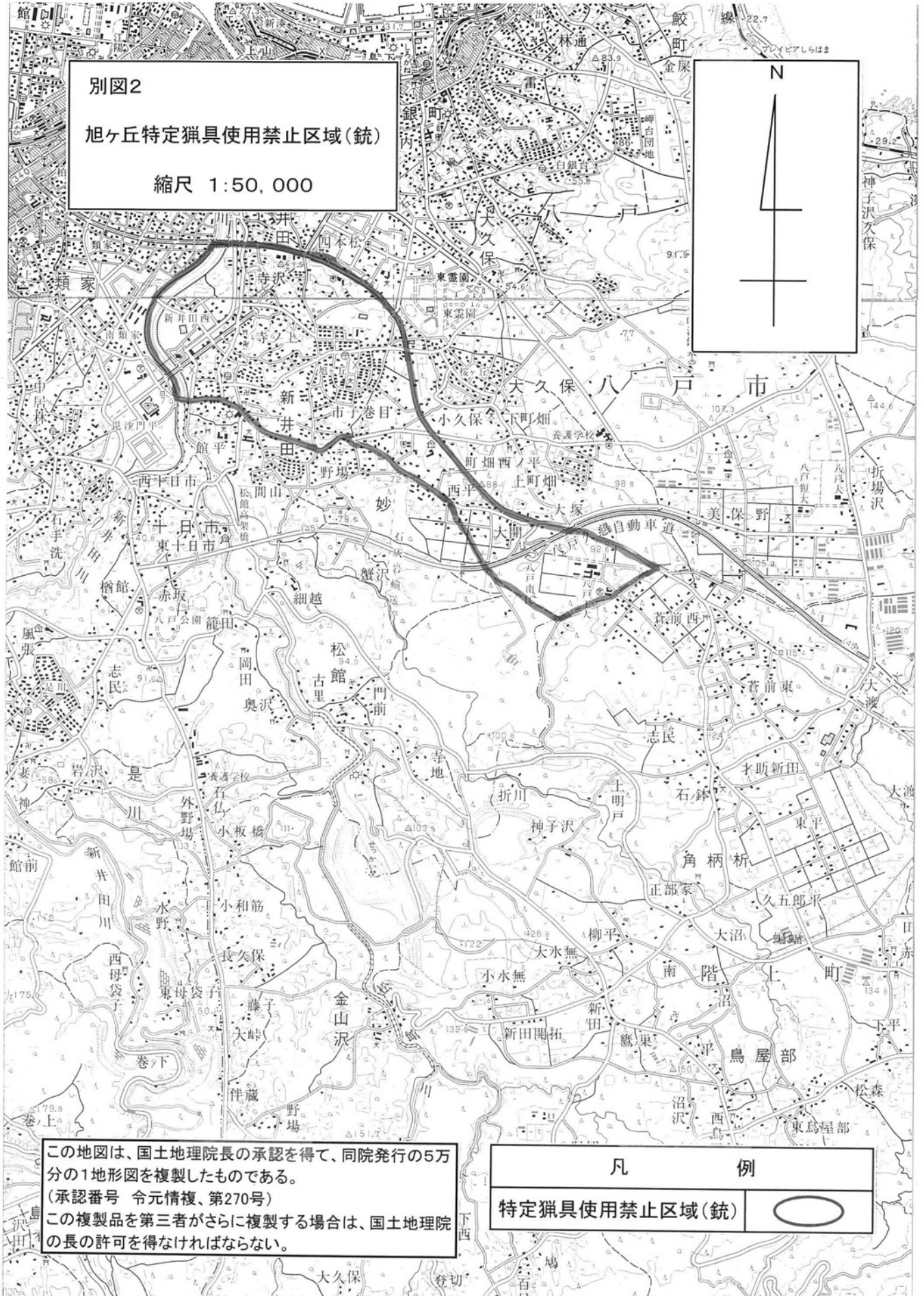
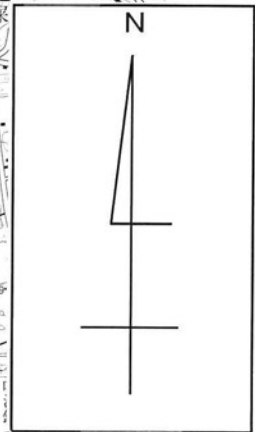
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
(承認番号 令元情複、第270号)
この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

凡 例	
特定猟具使用禁止区域(銃)	

別図2

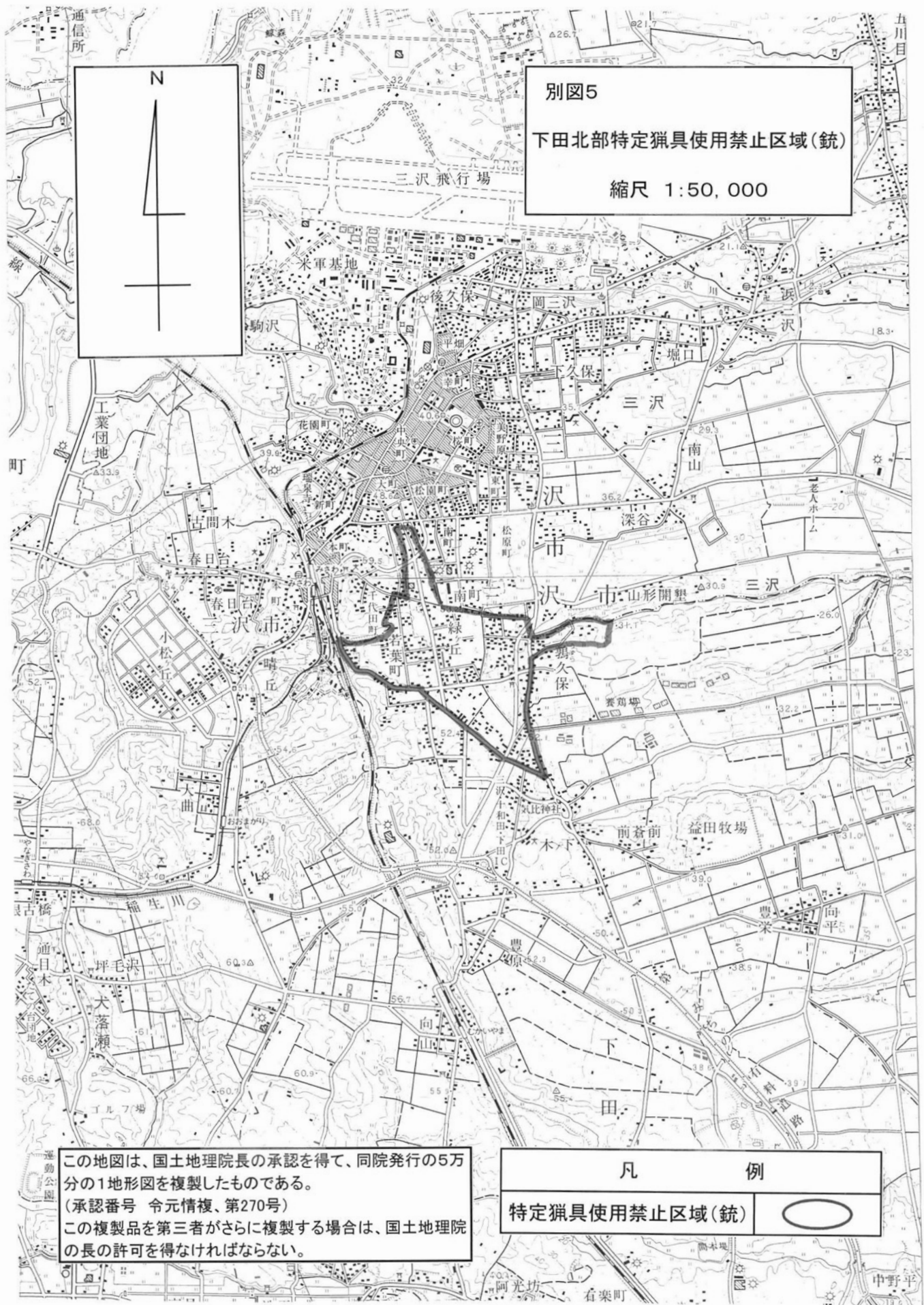
旭ヶ丘特定猟具使用禁止区域(銃)

縮尺 1:50,000



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
 (承認番号 令元情複、第270号)
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

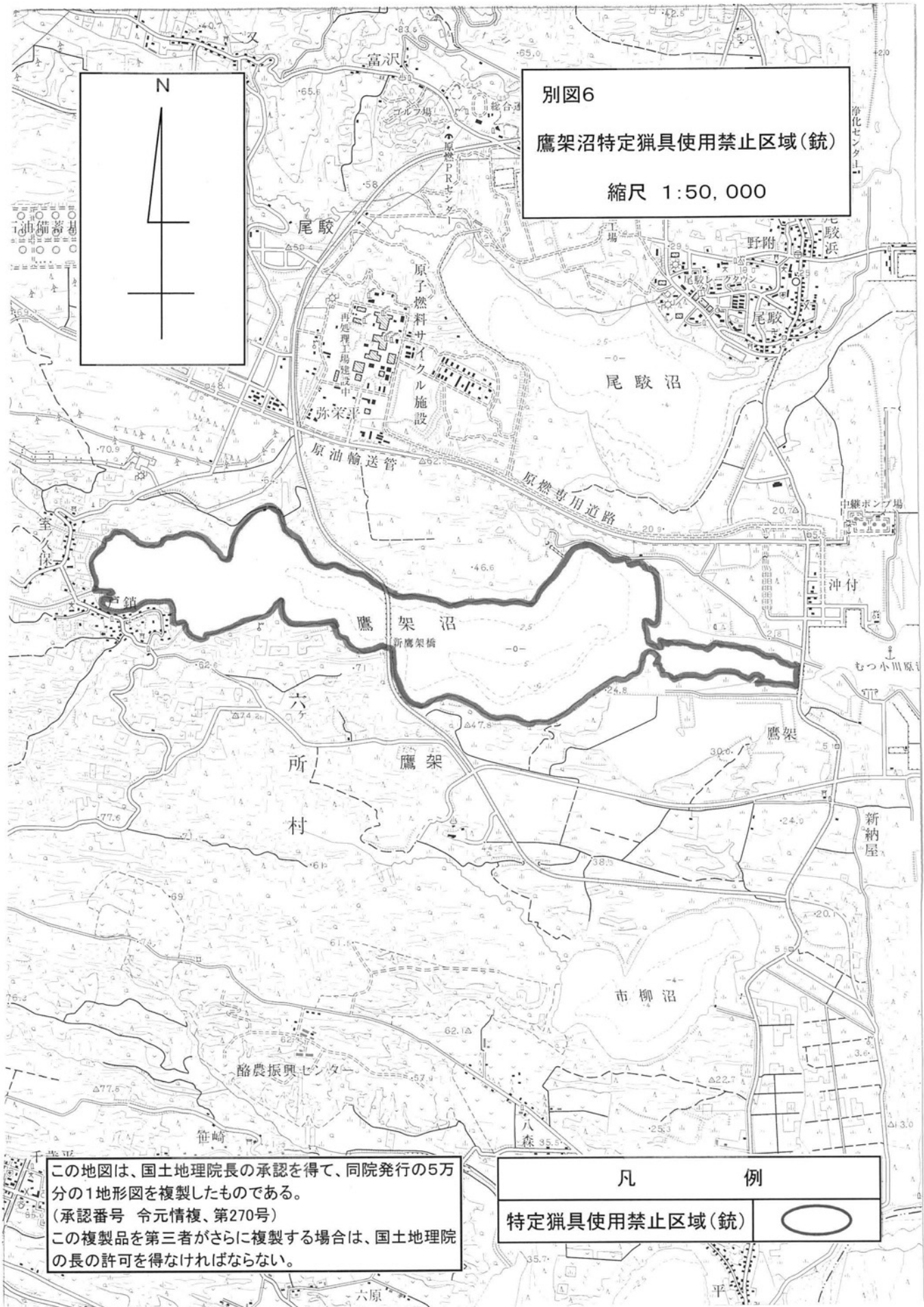
凡	例
特定猟具使用禁止区域(銃)	



別図5
 下田北部特定猟具使用禁止区域(銃)
 縮尺 1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
 (承認番号 令元情複、第270号)
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

凡	例
特定猟具使用禁止区域(銃)	○



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
(承認番号 令元情複、第270号)
この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

